

どこが変わるの？

参議院比例代表選挙の

# 投票方法が変わります。

●非拘束名簿式になりました

これまでは、あらかじめ政党側で候補者の当選順位を決めておき、有権者は政党名を書いて投票しました。今からは、名簿に当選順位はつけず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを書いて投票し、候補者名得票数の多い順に当選順位が決まります。

参議院比例代表選挙の

# しくみはこうなります。

●立候補の届出(政党は)

政党は当選順位を付けないで候補者名簿を届け出ます。

●投票

有権者は投票用紙に、名簿に載っている候補者名または政党名を書いて投票します。

●開票結果

政党の総得票数は次のようになります。

○○党	400万票
当 ○山○太	120万票
当 ○田○江	100万票
当 ○本○郎	80万票
○川○子	60万票
政党名の投票	40万票

3人当選

△△党	300万票
当 △野△代	90万票
当 △水△一	70万票
△木△子	50万票
△中△治	30万票
政党名の投票	60万票

2人当選

各政党の候補者名の票と政党名の票を合算した総得票数に応じて当選者数を各政党に比例配分します。各政党に配分された当選者数を、各政党内で候補者名得票数の多い候補者順に当選人と決定します。候補者名でも政党名でもその政党の得票となり、その政党の当選者数が決まりますが、候補者名の得票数が、政党内の当選者を左右することになります。

その他、主な制度改正として、比例代表選挙でも候補者個人の選挙運動ができるようになり、連座制の適用を受けることになりました。

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある人が、買収罪などで刑に処せられた場合、その候補者の当選が無効となり、その後の立候補制限を受ける制度です。

※選挙制度をよく理解し、大切な一票を投じましょう。

お出かけ・・・っ？！

きさらき みほ



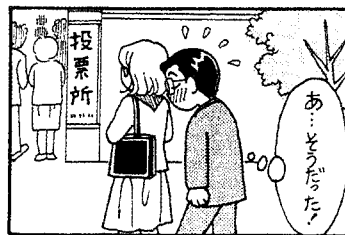
1



2



3



4